

会社法施行と経営状況分析の変更点 ① 変更点の概要

はじめに

今月から、「会社法施行と経営状況分析の変更点」と題しまして、それまでの商法及び商法計算書類規則に代わり、平成18年5月1日から施行された会社法及びその法務省令である会社計算規則、これに伴って改正された建設業施行規則及び経営状況分析にかかわる変更点について解説してまいります。第1回目の今回は、変更点の概要を解説します。

例によりまして、文中の意見にわたる部分は、私見でありますのであらかじめ申し添えます。

1. 財務諸表の変更点

今般の建設業法施行規則の改正に伴い、財務諸表の様式が変更になっています。主な変更点は以下のとおりです。

① 貸借対照表

従来の「資本の部」が「純資産の部」に変更になっており、その構成も変更されています。名称も「資本合計」が「純資産合計」に、「当期末処分利益」が「繰越利益剰余金」に、等の変更があります。

② 損益計算書

従来は、損益計算書の末尾は、「当期末処分利益(当期末処理損失)」でしたが、改正後は、当期純利益(当期純損失)が末尾になり、以降の項目は削除されています。

③ 株主資本等変動計算書

従来は、当該期に係る株主総会で「当期末処分利益」をいかに処分したか、を示す「利益処分」がありましたが、会社法施行後は「利益処分」は廃止され、その代わりに、貸借対照表の純資産の部の各科目の金額が、前期末と当期末との間でどのような理由で変動したかを示す、「株主資本等変動計算書」が加わることになりました。

④ 勘定科目名称の変更

従来の「営業権」を「のれん」に、「長期繰延税金資産(負債)」を「繰延税金資産(負債)」に、「その他流動資産」が「その他」に、など、勘定科目名称の変更が行われています。

2. 経営状況分析の変更点

1に記載した財務諸表の変更に伴ない、経営状況分析におけるY評点の算式にも変更が生じています。主な変更点は以下のとおりです。

① 「自己資本」の定義の変更

従来は、貸借対照表の「資本合計」から、当該期にかかる利益処分により社外流出となる配当金及び役員賞与を控除した金額を「自己資本」としていましたが、改正後は「純資産合計」の数値が「自己資本」となります。

② 「総資本」の定義の変更

従来の「総資本」は、負債の部及び資本の部の各科目を加算する算式により算出していましたが、改正後は、「総資本」の金額すなわち、「負債純資産合計」の金額に単純化されています。ただし、①と異なり、実質的な差異はありません。

③ キャッシュ・フローの定義の変更

従来は、算式中で当該期の利益処分による社外流出項目(配当金及び役員賞与)を控除していましたが、利益処分の廃止に伴ない、これら社外流出項目の控除をするのではなく、株主資本等変動計算書に記載されている、「剰余金の配当」の金額を控除することに変更されました。

3. 適用時期及び経過措置

これらの改正は、平成18年5月1日以降に終了する事業年度から適用されます。ただし、これには経過措置があり、会社法適用事業年度であっても、平成19年3月31日決算までの会社については、従来の商法計算書類の様式で計算書類を作成している場合には、経営状況分析も改正前の基準で実施することとなっています。

ここで留意すべきは、計算書類を法令どおり会社法に従って作成している場合には、建設業財務諸表も改正後の様式に従って作成する必要があります。この点は、誤解のないように充分ご注意いただく必要があります。

会社法上は旧様式でよいとの経過規定はないため、本来であれば、この経過措置は不要だったのではないかと個人的には思っています。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)